

**(財) 全国高等学校体育連盟 定時制通信制部  
規 約**

**第 1 章 名称及び事務局**

- 第 1 条 本部会は (財) 全国高等学校体育連盟 (以下「全国高体連」という。) 定時制通信制部と称する。  
第 2 条 本部会は事務局を部長または事務局長の勤務する高等学校内に置く。

**第 2 章 目 的**

- 第 3 条 本部会は全国高体連の寄附行為に基づき、全国高等学校定時制通信制課程における体育・スポーツ活動の振興を図り、全国高等学校定時制通信制生徒の健全な発達を図ることを目的とする。

**第 3 章 事 業**

- 第 4 条 本部会は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 全国高等学校定時制通信制の体育に関する会議の開催。
  2. 全国高等学校定時制通信制体育大会の開催。
  3. 競技諸団体との連絡・協議。
  4. その他、本部会の目的達成のために必要な事業。

**第 4 章 組 織**

- 第 5 条 本部会は全国高体連寄附行為第 31 条に基づき、全国の都道府県高等学校体育連盟定時制通信制部をもって組織する。
- 第 6 条 本部会は、下記競技の専門部をおく。各専門部規程は別に定める。
1. 陸上競技 2. 自転車競技 3. 卓球 4. ソフトテニス 5. 柔道 6. 剣道
  7. バレーボール 8. バスケットボール 9. サッカー 10. バドミントン
- 第 7 条 本部会は執行機関として、第 6 条 10 競技の専門部をおく。

**第 5 章 役 員**

- 第 8 条 本部会に下記の役員をおく。
1. 部長 1 名 2. 副部長 若干名
  3. 事務局長 (以下総合事務局長と称する) 1 名
  4. 副事務局長 (以下総合副事務局長と称する) 若干名
  5. 監事 2 名 6. 顧問 若干名
  7. 専門部委員 (各競技部長・事務局長) 20 名
- 第 9 条 本部会に委員をおく。
2. 委員は全国の都道府県高等学校体育連盟定時制通信制部より各 1 名を選出する。
  3. 委員は代表委員会を構成し、本部会の会務を審議・議決する。
- 第 10 条 部長及び副部長は代表委員会で選出する。
2. 部長及び副部長は、全国高体連理事会の承認を経て会長が委嘱する。
  3. 部長は本部会を代表し、会務を統轄する。
  4. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき、また部長欠員のときはその職務を代行する。
- 第 11 条 総合事務局長及び総合副事務局長は代表委員会で選出し、部長はこれを委嘱する。
2. 総合事務局長は、本部会の一般業務を執行する。
  3. 総合副事務局長は総合事務局長を補佐し、総合事務局長事故あるとき、また総合事務局長欠員のときは、その職務を代行する。
- 第 12 条 監事は代表委員会において選出し、部長はこれを委嘱する。
2. 監事は本部会計を監査する。
- 第 13 条 顧問は代表委員会において選出し、部長はこれを委嘱する。
2. 顧問は本部会の重要事項について諮問に応じる。
- 第 14 条 専門部委員は部長がこれを委嘱する。
2. 専門部委員は当該部の業務を執行する。

第15条 役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

2. 補欠によって選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員の任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

## 第6章 会 議

第16条 代表委員会は、部長・副部長・総合事務局長・総合副事務局長・専門部委員及び委員をもってこれにあてる。

2. 代表委員会は、毎年1月下旬に部長が招集する。ただし、部長が必要と認めた場合は臨時に代表委員会を招集することができる。
3. 代表委員会に付議される事項は次のとおりである。
  - (1). 事業計画
  - (2). 予算及び決算
  - (3). 役員の選出
  - (4). 規約の改正
  - (5). その他重要事項

4. 代表委員会は総員の1/2以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。議長は部長とする。

第17条 役員会は、部長・副部長・総合事務局長・総合副事務局長及び専門部委員をもってこれにあてる。

2. 役員会は本部会の業務を執行する。
3. 監事は役員会に出席し、意見を述べることができる。

第18条 問題検討委員会は、部長・副部長・総合事務局長・総合副事務局長・専門部委員及び問題検討委員をもってこれにあたる。

2. 問題検討委員は、各ブロックの委員より1名以上が選出されてこれにあたる。
3. 問題検討委員会は、原則として毎年1月下旬の代表委員会前に招集する。
4. 問題検討委員会は本部会の基本問題及びその他様々な課題を審議し、代表委員会に提示する。

第19条 代表委員会での決定事項について、全国高体連全体に関わる内容については、全国高体連理事会をもって承認されなければならない。

## 第7章 会 計

第20条 本部会の経費は次のものでこれにあてる。

1. 全国高体連補助金
2. 各都道府県高等学校体育連盟分担金
3. 関係諸団体交付金
4. その他収入

第21条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第8章 附 則

1. 代表委員会での議案の成立は、出席者(委任状を含む)1/2以上の同意を要する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
2. 本規約は、代表委員会において出席者(委任状を含む)2/3以上の同意を得て変更することができる。
3. 本部会より(財)全国高体連評議委員として1名派遣する。
4. 本規約は昭和57年1月29日から効力を発する。
5. 本規約は昭和58年2月3日に一部改正する。
6. 本規約は平成19年4月1日に改正する。